

## 総務省 規制の事前評価書

(外国から持ち込まれた無線設備を使用する無線局の一時的な運用を可能とする制度の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波政策課

電話番号：03-5253-5909

e-mail：core.denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp

評価年月日：平成27年3月

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、観光立国が推進される中で、海外から多くの観光客等の来日が見込まれている。「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことによる地域経済の活性化、雇用機会の増大に向けて、訪日観光客等の増加に向けた取組を関係省庁、関係機関等が連携して推進している。訪日観光客等の滞在環境の向上に向けた、ICT利用環境の向上が求められている。携帯電話端末等やWi-Fi端末等は、国際標準が定められ、共通した規格の端末が世界的に普及しているため、観光目的等で一時的に日本に滞在する海外からの来訪者(以下「海外来訪者」という。)の間で、日本滞在中も自らが持ち込んだ携帯電話端末等及びWi-Fi端末等を利用したいという強い要望がある。特に、携帯電話端末等については、現在も外国の事業者のSIM<sup>\*1</sup>により、総務大臣の許可を受けた「外国の無線局」としていわゆる国際ローミングによる使用が可能であるが、国際ローミング料金よりも国内通信料金の方が一般的に安価であることから、これを我が国の国内事業者のSIMによって使用したいというニーズが高まっている。

しかし、現行制度では、外国から持ち込んだ携帯電話端末等を国内事業者のSIMにより使用する場合には、国際ローミングの場合と同じものを使用する場合であっても「外国の無線局」には該当しないため、「外国の無線局」として運用することはできない。また、携帯電話端末等が適合表示無線設備<sup>\*2</sup>である場合には第一号包括免許人<sup>\*3</sup>の包括免許の下に開設することが可能であるが、適合表示無線設備でない場合には、包括免許の下に開設することもできない。さらに、外国から持ち込んだWi-Fi端末等が適合表示無線設備である場合には、当該無線設備を使用する無線局は免許不要局として開設・運用が可能であるが、適合表示無線設備ではない場合には、免許不要局としての開設・運用はできない。

このような状況を放置すると、海外来訪者のICT利用環境をより向上させることができず、我が国の観光立国推進の妨げへとつながる恐れがある。

※1 SIM (Subscriber Identity Module の略)：電気通信事業者との間で電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定す

るための情報を記録した電磁的記録媒体のことをいう。

- ※2 適合表示無線設備：電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）の規定に基づき、技術基準適合性を示す技術基準適合証明（法第 38 条の 7 第 1 項）、工事設計認証（法第 38 条の 25）又は技術基準適合自己確認（法第 38 条の 35）に係る表示が付されている無線設備
- ※3 第一号包括免許人：法第 27 条の 2 第 1 号に基づき包括免許を取得している者

## **(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性**

### **①新設又は改廃の目的**

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会及び観光立国の推進を見据え、我が国の電波利用環境を維持しつつ、海外来訪者の我が国における ICT 利用環境を向上させることを目的とするものである。

### **②新設又は改廃の内容**

外国から持ち込まれる携帯電話端末等について、法第 103 条の 5 に基づく総務大臣の許可を受けた「外国の無線局」の無線設備である場合には、我が国の技術基準に相当する技術基準（国際電気通信連合（ITU）無線通信部門勧告等の国際標準等）に適合すると認められるため、国内通信事業者との契約（SIM）により使用する場合も、国際ローミングの場合と同様に、第一号包括免許人が法第 103 条の 5 に基づき総務大臣の許可を受けて運用することを可能とする。

また、外国から持ち込まれる Wi-Fi 端末等について、本邦に入国する者が持ち込んで無線局として開設しようとする場合に、我が国の技術基準に相当する技術基準（国際電気通信連合（ITU）無線通信部門勧告等の国際標準等）に適合すると認められるときは、入国日から 90 日以内で総務省令で定める期間に限り、その利用を可能とする。

### **③新設又は改廃の必要性**

海外来訪者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化を進めて ICT 利用環境を整備するため、適合表示無線設備でない場合にも我が国における利用が可能となるよう本改正を行う必要がある。

## **○関連する主要な政策**

情報通信（ICT 政策） 政策 10 「情報通信技術高度利活用の推進」

## **○法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文**

- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
  - ・第 4 条（無線局の開設）
  - ・第 103 条の 5（特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局）

## **2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益**

### **(1) 規制の費用**

#### **① 遵守費用**

第一号包括免許人が本規制の対象となる携帯電話端末等を使用する無線局を運用するには、総務省令以下で定める方法により法第 103 条の 5 に基づく総務大臣の許可を受けるための申請手続を行う必要があるが、申請手数料は発生せず、また、当該手続は現在行われている法第 103 条の 5 に基づく手続を基にするものであるため、新たに発生する負担も多大でないと思込まれることから、第一号包括免許人に発生する遵守費用は限定的である。

#### **② 行政費用**

改正後の法第 4 条第 2 項に基づき、総務大臣が本規制の対象となる法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準を指定するための費用及び本施策に関する情報提供のための費用が新たに発生するものの、当該技術基準は既に策定されている国際標準を指定するものであり、新たに発生する行政費用は限定的である。

法第 103 条の 5 に基づき、総務大臣が第一号包括免許人に許可を行うための費用及び本施策に関する情報提供のための費用が新たに発生するものの、当該許可は現在行われているものを基にするものであるため、新たに発生する行政費用は限定的である。

#### **③ その他の社会的費用**

特にない。

### **(2) 規制の便益**

#### **① 遵守便益**

国内の通信事業者が、外国から適合表示無線設備ではないが国際ローミングが可能な携帯電話端末等を持ち込む海外来訪者に対して、自らの SIM を販売し、第一号包括免許人が当該無線設備を使用する無線局を運用することが可能となる。

また、海外来訪者が、外国から適合表示無線設備ではないが我が国の技術基準に相当する技術基準に適合する Wi-Fi 端末等を持ち込む場合には、一時的に当該 Wi-Fi 端末等を使用する無線局を自ら開設し、運用することが可能となる。

#### **② 行政便益**

特にない。

#### **③ その他の社会的便益**

今回の制度改正により、海外来訪者は、外国から持ち込んだ携帯電話端末等及び Wi-Fi 端末等について、日本国内の通信サービス（国内事業者の SIM

や Wi-Fi 環境) で円滑に使用することができることとなる。

これにより、訪日観光客等の ICT 利用環境が更に向上し、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた観光立国の推進に寄与することが期待される。

### **3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）**

法律の施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を 3 年間とする。

今回の制度改正により新たな費用が発生するが、そのうち遵守費用は前述のとおり限定的であり、また行政費用についても多大なものとはならない見込みであると考ええる。その一方で、海外来訪者の ICT 利用環境が整備され、利便が増進する。また、我が国の電波利用環境を適正に維持しつつ、海外来訪者の ICT 利用環境の整備を進めることにより、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた観光立国の推進に寄与するなど多大な便益が期待できる。

以上により、今回の制度改正に伴う便益は費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

### **4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較**

我が国の電波利用環境を適正に維持しつつ、海外来訪者の ICT 利用環境を整備するという目的を果たし得る必要最低限の規制手段であるため、本施策の代替案は想定されない。

### **5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項**

#### **(1) 有識者の見解**

- 「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抜粋）

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据え、訪日外国人旅行者等に豊かなおもてなしサービスを提供するとともに、新たなイノベーション創出を図るため、観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。このため、関係事業者・団体等の参画による推進体制を本年夏までに構築し、エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化に向けた検討、海外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への支援等を進める。

また、ニーズに応じた多様な通信手段の確保のため、国内発行 SIM カードの利用開始手続の改善や国際ローミング料金の低廉化その他訪日外国人旅行者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化等について検討を進め、時期通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。

- SAQ<sup>2</sup> JAPAN Project（平成 26 年 6 月 12 日発表）（抜粋）

#### 1. 無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化

訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込む Wi-Fi 通信機器のうち、我が

国の技術基準を満たすことを予め確認していないものの利用について、電波政策ビジョン懇談会における議論も踏まえ所要の制度整備を検討する。[平成 26 年度中に検討・結論]

2. 国内発行 SIM への差し替えによるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化  
訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込むスマートフォン等の移動通信端末のうち、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していないものを国内発行 SIM により利用することについて、電波政策ビジョン懇談会における議論も踏まえ所要の制度整備を検討する。[平成 26 年度中に検討・結論]

●電波政策ビジョン懇談会最終報告書（平成 26 年 12 月 26 日発表）（抜粋）

第 2 章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策

4 電波有効利用のためのその他の方策

(3) 海外からの来訪者増加に向けた対応

訪日外国人旅行者数は、2013 年（平成 25 年）に初めて 1000 万人を超えた。2020 年（平成 32 年）夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定した中で、日本政府は 2020 年（平成 32 年）に向けて、訪日外国人旅行者数を「2000 万人」とする目標を掲げており、「観光立国」に向けて、海外からの来訪者増加に向けた対応を電波利用の分野においても行っていく必要がある。

（略）

携帯電話端末、タブレット端末、ノート PC 等のグローバルな流通の進展に対応し、海外から日本国内に一時的に持ち込まれる端末（携帯電話や Wi-Fi 機器等）について、円滑な利用を可能とすることが必要である。現行法の下では、持ち込まれた携帯電話、Wi-Fi 機器が日本の技術基準を満たすことを予め確認されている場合には、現行法の下で円滑な利用が可能となっている。また、携帯電話の国際ローミングの場合、既に、円滑な利用が可能となっている。今後は、このような場合に加えて、海外から訪日観光客等が日本国内に一時的に持ち込む Wi-Fi 端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについても、国内の電波利用環境を維持しつつ、円滑に利用が可能となるよう、所要の制度整備に向けた検討を行うことが適当である。具体的には、Wi-Fi 機器のうち我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進めることが適当である。

同様に、海外から訪日観光客等が日本国内に一時的に持ち込むスマートフォン等の携帯電話端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについても、国際ローミングによらず国内発行 SIM カードにより、国内電波利用環境を維持しつつ円滑な利用が可能となるよう、制度整備に向けて検討を行うことが適当である。

具体的には、携帯電話端末のうち、我が国の第一号包括免許人が開設する携帯電話基地局に制御され、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進

めることが適当である。

## **(2) 評価に用いた資料その他関連事項**

- 「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>
- SAQ<sup>2</sup> JAPAN Project（平成 26 年 6 月 12 日発表）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000296265.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000296265.pdf)
- 電波政策ビジョン懇談会最終報告書（平成 26 年 12 月 26 日発表）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000334592.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000334592.pdf)

## **6. レビューを行う時期又は条件**

法律の施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。